宇三多目的で (長速庁) 昭和三十二年政令第百八十八号

特定多目的ダム法施行令

(はあり、ほうに見つなりではなりの用引)とはあり、はいいのでありまする。十八条並びに附則第二項及び第三項の規定に基き、この政令を制定する。十八条第一項、第二十七条、第二十九条、第三十一条第二項、第三十二条、第八条、第九条第一項、第一内閣は、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第七条、第八条、第九条第一項、第一の閣は、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第七条、第八条、第九条第一項、第二

第一条 特定多目的ダム法(以下「法」という。)第四条第三項の政令で定める期間は、三年とす

・ こう ・ こうこ ごう ししこう (法第七条第一項の負担金の額の算出方法)

第一条の二 法第七条第一項の負担金の額は、多目的ダム(法第二条第一項に規定する多目的ダム (法第二条の二 法第七条第一項の負担金の額は、多目的ダム(法第二条第一項の負担金の額は、多目的ダム(法第二条第二項に規定する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除される。以下同じ。)の建設工事に関する事業(以下「事業」という。)の縮小に係る不要支出額が含まれるときは、当該額を控除した額。第四項、第六条の二、第八条第二項及び第十条第一項を除き、以下同じ。)に基本計画(法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。)で定めたダム以下同じ。)に基本計画(法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。)で定めたダム以下同じ。)に基本計画(法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。)で定めたダム以下同じ。)の建設工事に関する事業(以下「事業」という。)の縮小に係る不要支出額が含まれるいう。以下同じ。)の建設工事に関する事業(以下「事業」という。)の縮小に係る不要支出額が含まれるいう。以下同じ。)の建設工事に関する事業(以下「事業」という。)の縮小に係る不要支出額が含まれるいう。以下同じ。)の建設に要する第一項に規定する額を除くほか、をいう。以下同じ。)の建設に要する。

- 当該事業の縮小に係る不要支出額

あつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えるときには増進のための用途(以下この条及び第六条の二第二項において「治水関係用途」という。)は増進のための用途(以下この条及び第六条の二第二項において「治水関係用途」という。)に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を日当該事業の縮小後において、多目的ダムの建設に要する費用の額に消費税及び地方消費税」当該事業の縮小後において、多目的ダムの建設に要する費用の額に消費税及び地方消費税

当該投資可能限度額を超えないときにあつては零した場合における当該を超える額の合計額)、能限度額を超えるダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該超える額の合計額)、能限度額を超えるダム使用権の設定予定者が二以上あるときにあつては当該超える額(投資可した場合における当該者の投資可能限度額)を超えるときにあつては当該超える額(投資可能保係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものとでにより資金を超れる。

 $(U+Ef+Ew) \times (Uw/(Uf+Uw))$

U 前号イに掲げる額(この式において、U、Ef、Ew、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

おける当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。 限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合にEf 前号口に掲げる額。この場合において、同号口中「当該治水関係用途に係る投資可能

前号ハに掲げる額

げる額 f 一治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲f 一治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲

ける前号イに掲げる額) ひw 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合にお

定により算出した額から、当該超える額を控除した額とする。 は、当該者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規は、当該者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額(当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用当該者の投資可能限度額(当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用らその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、らその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、事業が縮小された場合において、ダム使用権の設定予定者の第一項の規定により算出した額か

と協議して定める方法により算出した額とすることができる。と協議して定める方法により算出しる公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらいからず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらて、ダム使用権の設定予定者(当該廃止前に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者を除て、ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により基本計画が廃止された場合において、ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により基本計画が廃止された場合におい

合を乗じて得た額とする。ときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上ある一 治水関係用途に係る部分のみの建設が継続される場合(次号に規定する場合を除く。) 次に

当該基本計画の廃止に係る不要支出額

るときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えた額と、当該基本計画の廃止後に当該多目的ダムのうち治水関係用途に係る部分のみの建設ロ 当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額からイに掲げる額を控除し

者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。定者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するそのだ者が二以上あるときは、当該算出した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予があつた場合 次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小

 $(U+Ef) \times (Uw/(Uf+Uw))$

(この式において、 U、 Ef、 Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる

- おける当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合に民主・前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る投資可能
- げる額 Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲
- 定者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担」のでは、当該負担割合を乗じて得た額)。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予治が二以上あるときは、当該二以上の者の負担割合(事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定撤退をしたダム使用権の設定予定者の負担割合(事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定該不要支出額が、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額に事業からの該不要支出額が、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額に事業からの該不要支出額が、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額に事業からの該不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要支出額(当日本が、当該基本計画の廃止に係る不要と対象にある。

割合の割合を乗じて得た額とする。

方去とする。 である各用途について次に掲げる金額を合計した金額をそれぞれの用途についての負担額とする**第二条** 前条第一項及び第五項に規定する分離費用身替り妥当支出法は、多目的ダムの建設の目的(分離費用身替り妥当支出法)

公離費用の

(優先支出法)

- 第三条 第一条の二第五項に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先第三条 第一条の二第五項に規定する優先支出法は、多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額に後一て、順次、当該用途に係る身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額か第三条 第一条の二第五項に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先
- 途の緊要度に応じて定める。
 2 前項に規定する各用途の優先順位は、国土交通大臣が、関係行政機関の長と協議して、当該用
- 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する

3

(分離費用)

設置する場合に要する推定の費用の額を控除した額とする。てに供されるダムでこれらの用途について多目的ダムが有する効用と同等の効用を有するものを目的ダムの建設に要する費用の額から多目的ダムの建設に替えて当該用途を除く他の用途のすべ第四条 第二条第一項に規定する分離費用は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多

タ替り 建設典

定の費用の額とする。的ダムの関連施設が有する効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推的ダムの関連施設が有する効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設に替えて、多目的ダムの建設の目第五条第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する身替り建設費は、多目的ダムの建設の目

(妥当投資額)

第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的がよの関連施設について支払わなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大定の適用があるときは、同立の選を整定での適用があるときは、同立の変を制案して、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の規的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の規定の適用があるときは、同立の率と勘案し、多目的ダムの関連施設に同定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を制案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の規定の適用があるとさは、同立の率と勘案し、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を制案し、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、同項の率の十分の五の率をし、多目的ダムの関連施設に同定資産税が課せられるときは、同項の率の十分の五の率とし、多目的ダムの関連施設の関連施設の運転及び管理等に要する指定の費が関係行政機関の長と協議して定める建設の目的第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的する。

(不要支出額)

- を有する多目的ダムの建設に要する推定の費用の額との差額とする。 目的ダムの建設に要する費用の額と、当該事業の縮小後の多目的ダムが有する効用と同等の効用第六条の二 第一条の二第一項及び第二項第一号イに規定する事業の縮小に係る不要支出額は、多
- の費用の額との差額とする。
 当該多目的ダムのうち治水関係用途に供することができると認められる部分の建設に要する推定当該多目的ダムのうち治水関係用途に供することができると認められる部分の建設に要する費用の額と、当該基本計画の廃止までに建設した2 第一条の二第四項第一号イ及び第三号に規定する基本計画の廃止に係る不要支出額は、当該基

(投資可能限度額)

う。 的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの建設に要する費用の額を控除した金額をい的ダムの関連施設で専ら当該射建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から当該多目第六条の三 第一条の二第二項から第四項までに規定する投資可能限度額は、多目的ダムの建設の

(負担割合の変更)

るものとする。
るものとする。
るものとする。
るものとする。
までに物価の著しい変動その他重大な事情の変更により当該負担割合を変更する必要がある場合には、新たに第一条の二の規定により算定した負担割合に変更する必要的で定められた多目的ダムの建設に要する費用についての負担割合は、多目的ダム第七条

(費用の範囲室

| るものの設置のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、事務取扱費、実施計画多目的ダム及び多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供され、第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する場合の多目的ダムの建設に要する費用の範囲は、

どする。 調査費及び災害復旧費並びに附属諸費(基本計画の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。)

- ものとする。
 2 次に掲げる額があるときは、当該額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除する
- 一 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同項の負担金に相当する額ものとする。
- する額
 「河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六十七条又は第六十八条第二項の負担金に相当二・河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六十七条又は第六十八条第二項の負担金に相当
- 規定により算出した額撤退をしたダム使用権の設定予定者の法第七条第一項の負担金の額として第一条の二第二項の重、法第四条第四項の基本計画の変更又は廃止の場合であつて当該変更又は廃止前に事業からの三

(法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限等)

- 第九条 法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限は、負担金の区分に応じ、次に定めるところによる。
- 第一条からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより納付すること。 第一次号に掲げる負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、当該事に現ては第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した。 二 事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金の額として第一条の二第一 定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。 定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。 2 2 次号に掲げる負担金以外の負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて
- | について精算しなければならない。| 2 国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、前項第一号に掲げる負担金

(都道府県の負担額から控除する負担金等)

(法第九条第一項の政令で定める用途) 2 法第八条の都道府県が収納する政令で定める負担金は、法第九条及び第十条の負担金とする。 2 法第九条及び第十条並びに河川法第六十七条及び第六十八条第二項の負担金とする。 2 第十条 法第八条の多目的ダムの建設に要する費用の額からその額を控除する政令で定める負担金 3 第十条 法第八条の多目的ダムの建設に要する費用の額からその額を控除する政令で定める負担金

第十一条 法第九条第一項の政令で定める用途は、発電とする。

(負担金の徴収を受ける者の範囲)

第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の 第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の 第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金をしている場合における同項の はによる許可又は同法第二十三条の二の規定による登録を受けている者で、当該多目的ダムの建定による許可又は同法第二十三条の用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による他の河川を含む。)の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の 第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の

- | (負担金の取消し及び変更)| の徴収を受ける者に通知するものとする。| 第十一条の三 国土交通大臣は、負担金を徴収しようとするときは、負担金の額を決定し、負担金
- 第十一条の四 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、前条の決定を取り消すものとす

- 基本計画が廃止されたとき。
- 基本計画の変更により、受益額が第十一条の二第一号に該当しなくなつたとき。
- つたとき。 取り消されたとき、又は同条第二号に規定する許可を受けることができないことが明らかとな取り消されたとき、又は同条第二号に規定する許可を受けることができないことが明らかとなり、当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、第十一条の二に規定する許可が
- 合を除く。)は、前条の決定を変更するものとする。
 2 国土交通大臣は、基本計画の変更により受益額に変更を生じたとき(前項第三号に該当する場

(負担金の徴収)

、Wish 1 1900年では、Wish 1900年であることができる。 徴収の期日及び当該期日に徴収すべき負担金の額を定めることができる。 する年度以後の年度に属する場合においては、前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、別にする年度以後の年に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日の属

(法第十条第一項の政令で定める割合)

第十二条 法第十条第一項の政令で定める割合は、十分の一とする

(法第十条第一項の負担金の徴収)

(法第十二条の還付金の額)

号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 第十四条 法第十二条の規定により還付する既に納付した法第七条第一項の負担金の額は、次の各

担金の全額が号に掲げる場合以外の場合がダム使用権の設定予定者が既に納付した法第七条第一項の負担金の全額

(法第二十七条の納付金の額)

2 第二条第二項及び第六条の規定は、前項の場合に準用する。

第十六条 削除

第十七条 多目的ダムの操作規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

及び放流の方法 洪水期、かんがい期等の別を考慮して定める各期間における最高及び最低の水位並びに貯留

三 その他多目的ダムの操作に関し必要な事項 を操作するため必要な気象及び水象の観測並びに放流の際にとるべき措置に関する事項 多目的ダム及び多目的ダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備、多目的ダム

(放流に関する通知等)

第十八条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留され をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するほか、サイレン、 警鐘、拡声機等により警告しなければならない。 (公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと る事項について、立札による掲示を行うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信 定めるところにより、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定め 水位の見込みを示してこれを行い、同項の規定により一般に周知させるときは、国土交通省令で 係警察署長に通知するときは、流水を放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の た流水の放流に関し、法第三十二条第一項の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関 6 5

(管理費用の負担割合等)

第十九条 法第三十三条の規定によりダム使用権者が負担する負担金の額は、多目的ダムの維持、 持、修繕その他の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額 を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。 権者管理費用負担割合を乗じて得た額並びに当該ダム使用権者のために行う当該多目的ダムの維 修繕その他の管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)にダム使用 1 1

額を控除した額)に対する割合とする。 額を除くほか、当該ダム使用権者の法第七条第一項の負担金の算出に係る第一条の二第一項に規 定する事業の縮小に係る不要支出額又は第八条第二項第三号に掲げる額が含まれるときは、当該 る額を控除した額の当該多目的ダムの建設に要した費用の額(消費税及び地方消費税に相当する 相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当す ム使用権者の法第二十七条の納付金の額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に べき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を控除した額又は当該ダ 算出した額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される 前項のダム使用権者管理費用負担割合は、当該ダム使用権者の第一条の二第一項の規定により 1

とが著しく公平を欠くと認められるときは、ダム使用権者の意見を聴き、別にその負担割合を定 めることができる。 多目的ダムを管理する国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による負担割合によるこ 1

条第一項又は法第三十三条の規定による負担金を国庫に納付しなければならない。 国土交通大臣が多目的ダムの管理を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた 都道府県及びダム使用権者は、国土交通大臣の定めるところにより、それぞれ河川法第六十

第二十条 ダム使用権の登録に関する事項を除き、法及びこの政令に定めるもののほか、 の政令の実施のため必要な手続その他の細則は、国土交通省令で定める。 (国土交通省令への委任) 法及びこ

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(建設中又は既設のダムに関する経過措置)

4

2 法附則第二項の規定により多目的ダムとなるダムでその多目的ダムとなる際現に建設中のもの 同項の建設大臣と共同して当該ダムを建設している者をダム使用権の設定の申請を

> 第七条第一項の負担金とみなし、建設大臣は、その者をダム使用権の設定予定者として基本計画 した者と、当該ダムの建設に要する費用につきすでに定められたその者の負担すべき負担金を法

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第六条の二の規定の例によるものとする。 ダムの建設に要する費用の負担については、そのダムが多目的ダムとなつた後においても、 負担金は法第七条第一項の負担金と、法第二十七条及び第二十八条第一項ただし書の規定の適用 公示するとともに、同項の建設大臣と共同して当該ダムを設置している者にダム使用権の設定を いるものについては、国土交通大臣は、当該ダムが多目的ダムとなつた後、遅滞なく、その旨を については、当該ダム使用権の設定は法第十七条の規定による設定とみなす。 しなければならない。この場合において、その者が当該ダムの建設に要する費用につき負担した 法附則第二項の規定により多目的ダムとなるダムでその多目的ダムとなる際すでに設置されて 前項の多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける電気事業者又は電源開発株式会社の当該

ム、大野ダム及び市房ダムとする。 法附則第三項の政令で定めるダムは、美和ダム、二瀬ダム、 鹿野川ダム、 目屋ダム、 湯田ダ

(法第十条の適用除外のダム)

担金の徴収を受ける者の範囲から除かれるものとする。 道の区域内の土地において流水をかんがいの用に供する者は、 当分の間、 法第十条第一項の負

則 (昭和三三年一月一三日政令第六号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 多目的ダムの建設に要する費用の負担については、なお従前の例による。 この政令の施行の前にすでに特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画が作成された

附 則 (昭和三五年三月三一日政令第七〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十五年度の予算から適用する

(昭和三七年六月三〇日政令第二七八号)

適用する。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第七項の規定は、昭和三十七年四月一日

(施行期日) 附 則 (昭和四〇年二月一一日政令第一四号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。 この政令は、法の施行の日(昭和四十年七月一日)から施行する。附 則 (昭和四〇年六月一五日政令第二〇六号) 抄

附 (昭和四一年五月三一日政令第一六三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

則

(昭和四二年六月一日政令第一二二号)

抄

この政令は、公布の日から施行する

(経過措置)

1

2 この政令の施行前に建設大臣が実施計画調査に着手した多目的ダムの建設に要する費用の負担 については、 なお従前の例による。

(昭和四二年六月五日政令第一三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

1

(施行期日)

附 則 (昭和四七年八月二四日政令第三二〇号)

抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

1

附 則 (昭和六一年一二月二七日政令第三九六号)

抄

5 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。 行の日(平成二十五年十二月十一日)から施行する。 1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施 成二十一年十二月十五日)から施行する。 第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日 第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日 第 第一条 この政令は、公布の日から施行する。 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。 第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日 1 三年一月六日)から施行する。 成七年十二月一日)から施行する。 一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日等) (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十 (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、平成元年六月二十一日から施行する。 附則 附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号) 附則 附 附 則 附則 則 則 則 則 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) (平成一二年六月七日政令第三一二号) (平成九年二月一九日政令第一七号) (平成二〇年二月二九日政令第四〇号) 抄 (平成一六年二月二五日政令第二七号) 抄 (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) (平成七年一〇月一八日政令第三五九号) 抄 (平成元年六月二〇日政令第一七九号) (平成二五年一二月六日政令第三三三号) (平成二一年一二月一一日政令第二八五号) 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 (平成二十年四月一日) から施行す

伞

第

施行期日)

則

(平成二六年三月二八日政令第九二号)

抄

伞

一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇三号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。